

続・村落計画の諸問題

渡 辺 兵 力

一 課 題

多数の村落域の集合している農村地域の計画を検討するための第一次的接近法として前稿（『農業総合研究』第二六巻第三号）では、一九七〇年農業センサスの「農業集落類型別統計」に採用した農業集落類型を事例にして若干の問題を述べた。しかし、全国ベースの統計の編成のための類型化、すなわち、統計的類型だけでは特定地域（例、市町村域）の地域・農業計画を検討するときの情報としては十分ではない。どうしても、各地域事情にそくした別個の農業集落類型化ないしは区分が必要である。

《ノート》 続・村落計画の諸問題

このノートの一つの課題は、農村・地域計画のための地域計画の方法として、計画対象地域にある農業集落（村落）を単位とした分析手法の体系を検討することにある。

村落は孤立してすなわち単独に村落機能を發揮している存在ではなく、他の村落との間にいろいろな関わり合いをもちながら存続活動を遂行していると考えられる。この、村落相互の間の関わり合いに着目して若干の検討を試みようとしている。これが本稿の第二の課題である。

二 村落の類型・区分

(イ) 地域計画と村落

村落は、農家を主とする社会集団であるとともに一定の地域でもある。農村とはこの村落が隣接して集合しているところである。「農業集落調査」ではこのような個々の村落を「農業集落」と呼び、それを調査単位とした悉皆調査を行なった。その調査結果と「農家調査」結果とを総合して「農業集落カード」を作成した。この「カード」には一九七〇年の調査結果だけでなく、採用可能な重要統計値（例、農家戸数、労働力人口、耕地面積、作目構成等）については前回（一九六〇年）のセンサス調査の結果も記載してある。すなわち、「農業集落カード」は農業集落という単位的な地域を集計単位として作成された地

域農業構造の動態統計資料である。さらに市町村域以下の小地域についての総合的地域統計資料であり、かつ単位・地域社会についての社会統計資料でもある。

村落は地域居住者（主として農家）の生産生活的諸活動の拠りどころである。村落における個々の農家の諸活動は直接・間接に村落からの制約を受けたり、あるいはその援助を受けたりして遂行されてきた。とくに、伝統の稲作農業などは個別稲作農家の力だけで遂行されていたのではなく「米は半分はムラが作っていた」と表現してもいい過ぎではないような生産構造であった。また、多くの村落はそれぞれの領域内の「土地と水」の維持管理（村落の土地保全機能⁽ⁱ⁾）を担当していたし、さらに「むらびと」のあらゆる面倒もみてきた。すなわち村落は総合的な自治機能をもっていた。と同時に、村落は農村の地域住民の諸活動の「場」であった。

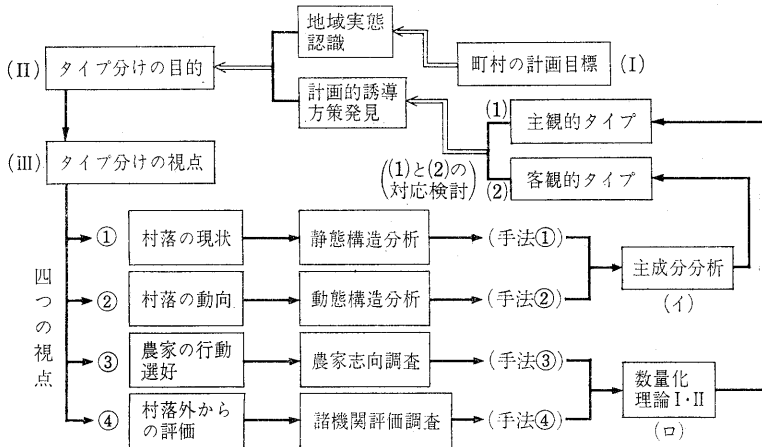
村落を以上のように理解するならば、地域計画の検討とその実践にとって村落の存在を忘れてはならない。村落は農村地域の振興や開発のエネルギー源とみなすべき存在である。したがって、個々の村落の実態を統計資料のかたちで提供している「農業集落カード」は、地域問題にとって貴重なデータである。

地域計画では、計画対象地域をいくつかの小地域に分画して

とらえる必要がある。一般に、地域分画の手法としてつぎのような方法がとられる。(i)地形・地物等広義の地理的条件の分布の等質性をとらえた分画法。とくに農業関係では作目立地、土地利用形態、あるいは農業経営類型などの分布の地域均一性による地域区分が行なわれている。(ii)各種の地域機能が中核となる地点に収斂する事実に着目して、いわゆる結節地域（圏域）を設定しつつ地域を分ける方法がとられる。この二つの方法は、対象地域のなかの地域性のある何らかの地域指標の分布の状態によって、ある一定の分画目的にそくして、「分けていく」という方法である。ところが、村落は原則として昔から一定の領域をもった一つの地域である。そこで、すでに与えられている地域Ⅱ村落域を単位として、各村落の構造のちがいに着目して農村地域を「分けていく」という、前述の、(i)、(ii)の方法とはちがった地域分画法が可能になる。すなわち、対象地域内のいくつかの村落の構造類型を設定し、それぞれがった構造類型の村落の分布を明らかにして、地域分画を行なう方法である。

地域計画では、もちろん(i)と(ii)の方法による地域分画なしは分析が必要であるが、さらに村落構造類型視点の地域分画も有効であると考えた。

第1図 分析法フレーム



(ロ) 統計的分析のフレーム

計画対象地域内の村落を単位とした地域分画を試みようというのが、ここでの課題である。その分析法の概要を第1図に示した。

村落の類型区分あるいはタイプ分けをする場合、その目的があらかじめ与えられていなければならない。それは、(I)町村の計画目標(第1図)が提示する。(II)タイプ分けの目的の如何によって、(III)タイプ分けの視点が設定できるが、第1図のフレームでは地域農業計画の一般的なケースを想定して、四つの視点にまとめた。①～④の各視点は同時に分析手法と結びついている。四つの視点の個々について簡単に説明しておく。

① 村落の現状：ここにいう現状とは一九七〇年センサス調査時点のことである。「農業集落カード」から主として農業構造の静態を示すと考えられる若干の指標をとりだして統計分析(主成分分析)を行なう(第2図(1)参照)。

② 村落の動向：各村落の居住農家の過去における諸行動の結果が地域農業構造の諸変化となってあらわれると考えられるので、一九六〇、七〇年のセンサスの結果の諸指標の数値の動向から村落の農業構造の動態を計出する(第2図(2)参照)。

③ ④との視点はセンサス調査結果という客観的な素材を使っ

第2図 統計分析指標(例)

	分類指標	指標名
(1)	A 村落規模	居住総戸数, 総農家戸数, 耕作地総面積, 農産物販売額.
	B 農業経営規模	1戸当たり耕地面積, 1戸当たり農業就業人口, 1戸当たり農産物販売額.
	C 農家階層	第2種兼業農家率, 耕地1.0ha以上農家率, 男子専従者1人以上の農家率, 収入第1の成長部門比率, 農産物販売額100万円以上の農家率.
	D 農業労働力構成	農業就業人口39歳以下の割合, 農業基幹労働力の男女比, 150日以上農業従事者割合.
	E 生産性水準	水稻10a当たり収量, 耕地10a当たり販売額, 農業就業者1人当たり販売額.
(2)	D 戸数増減	総戸数増減指数, 農家戸数増減指数, 離農農家率.
	G 非農業依存度増減	第2種兼業農家増減指数, 専業農家増減指数, 被傭兼業農家増減指数.
	H 構造要因増減	農業就業人口減少指数, 経営耕地増減指数, 水田面積増減指数, 1戸当たり耕地面積増減指数.

注. 上記の指標は, 地域事情によって取捨する.

た統計分析で誘導されるものであるから、これを(2)客観的タイプと呼ぶことにした。これで、一応は村落を分けることができるが、計出・誘導された各類型が果たして実態と合致しているかは保証されていない。そこで、対象地域の地元評価の実態を別途調査して、(2)客観的タイプの吟味をする必要がある。また、①(村落の現状)と②(村落の動向)の視点は将来の問題を見ていない。計画であるから将来についての情報が是非とも必要である。動態構造を示すデータから予測推計も可能であるが、個別村落のような対象のたんなる予測は意味がないと考えられる。そこで③と④の視点にたった調査を行ない、そのなかに将来の問題を加えていく。

③ 農家の行動選好…いわゆる意向調査を村落の主要な成員である農家を対象として行なう。調査事項は目的によって種々設定できるが、各農家がどのような行動意志をもっているかということが各村落の性格に影響を与えていると想定して、村落の成員の行動選好のパターンで村落を区分してみようという考えである。とくに、農家が「これからどう行動しようと考えているか」という点を明らかにできれば、各村落の将来を予測するうえに重要な情報をえられることになる。

④ 村落外からの評価…農村の地元・在村の主体(例、町村

当局、農協、普及所等々）は個々の村落に対して種々の評価をもっていよう。もちろん、評価の内容や基準は多彩であるが、村落の外からのいろいろな評価が、在村の諸機関の村落への働きかけをかえていよう。また、(2)客観的タイプ分けの可否を地元・主観の評価と対比してチェックすることができよう。そこで、村落外の地元・在村の主体あるいは機関を対象とした村落評価についてのアンケート調査を実施して、その結果を分析整理して村落の類型区分を行なう。

③と④とはいずれも主体（農家、機関）の主観的な意見、判断、予想についてのアンケート調査であって、各調査対象の心理的状况を引きだして客観化する試みである。③と④の調査結果の処理はできるだけ客観的手法（例、数量化理論⁽²⁾）で行なうが、素材が地元・主観的なものであるから、これから誘導したものを(1)主観的タイプということにした。

以上の、(1)と(2)の視点からのタイプ分けの結果を対応させて村落類型を設定し、計画対象地域の地図のうえに各村落型をおとして、地域分画を行なう。計画的検討はこうした分けられた地域を前提として行なわれ、また村落への計画的誘導も類型の示す特色に応じて村落に働きかけるのが有効と考えている。

第1図の分析フレームでは、利用するデータに物的施設に関

するものが欠けている。いいかえると村落の集落構造サイドの情報が無い。この点は「農業集落カード」でも十分なデータがえられない。したがって対象地域内の必要諸施設の調査を別途行なう必要がある。農業関連施設、生活環境施設の種類は多く、これらを統一した数値あるいは記号で表現するには工夫を要するが、各主要施設の所在地の分布を明らかにして、施設密度係数（仮称）といった数値指標を計出すれば、それら係数の村落毎のちがいによって施設関係の類型化も可能である。かくして地域施設計画の場合も個々の村落域を観察単位にすることができよう。

(ハ) 村落区分のねらい

地域農業計画の一般的な立場からすると、「村落を分ける」ことの意味をつぎのように整理できよう。

- (1) 計画対象地域の農業生産の観点から、城内の各村落を、より「農業的村落」とその反対の性格・条件をもった村落とに区分する。これは、第1図の(2)客観的タイプ分けの方法で第一次的接近ができる。
- (2) 農業生産力レベルの相対的に高い村落と低い村落の区別。
- (3) 在来の農業生産を発展できる、あるいはそれを転換できる可能性のある村落とそれが困難な村落の識別。

(4) 将来に向かって、農業生産諸活動に熱意のある村落とそれが期待できない村落の識別。

(5) 伝統的な村落構造と村落機能が残っている村落とそれが崩れ、変質しつつある村落との区別。

以上の五つの視点からの区別ないしは識別が分析フレームで示した手法だけでやれるとはいえない。(1)、(2)、(4)の視点はほぼ可能と思われるが、(3)の視点はアンケート調査に工夫が必要であろう。さらに個々の村落に当たって補完的調査をやる必要もでてこよう。とくに、(5)の問題は二、三の詳しい事例調査を試みて、調査地の特殊事情を知ったうえで適正な調査指標をみつねだす必要がある。

注(1) 村落の地域機能については、拙稿「農村の地域単位・村落」『農業総合研究』第二四巻(第一号)参照。

(2) 数量化理論については林・村山共著『市場調査の計画と実際』参照。

三 基準区域と村落比較

(イ) 基準区域

計画にさいして、まず第一に対象地域の枠組みを確認しておかねばならない。どこの農村地域においてもほぼ共通するといふ意味で基準となる枠組みを基準区域と呼んでおく。

(1) 一般行政区域 農業集落調査の用語ではこれを行政部落と呼んでいる。町村役場の日々・通達行政の末端組織のことである。地方によって呼び名はちがうが「区」と呼んでいるところが多い。「区」に属する世帯数が多い場合にさらに「区」の下の組織として班や組をつくっているとこ

ろが多い。この一般行政区域と村落とが合致するとはきまらない。また行政側の都合でこの区域はかわることがある。

(2) 特定行政区域 一般通達行政以外の行政施行のために行政側が設定する区域すなわち担当、管轄区域である。したがって行政の種類によって各種の区域が重複する。地域に関連する代表的なものは学校区、消防区などである。

(3) 農業生産区域 これは農家の集団組織である。戦前は農事実行組合といっていた。農業集落調査ではこれを部落実行組合と呼んでいる。地方によって呼称はちがうが、今日では農協の末端組織としての機能をもたされているものが多い。したがって、通達農政の方の末端組織を兼ねていることが多い。本来は農家集団であるが、昔からの村落と関係が深いから地域と無関係の集団ではない。

(4) 村落＝農業集落 村落は農業集落調査の調査対象・単位であるが、調査の結果この両者が一致していない場合があることが判った。いづれにせよ村落は農村では最も基本

的かつ固定的な区域である。また農業集落は集計単位であるという意味で基準区域として扱わねばならない。

以上、四つの基準区域の相互関係を明らかにしておかねばならない。その場合は、村落（農業集落）を基本において(1) (3)の区域の相互の範囲がどうなっているかを検討する。この外にもう一つ、(5)大字（域）がある。農業集落と大字との関係は農業集落調査でも調査した。一般に大字域は明確であるから、それと村落域との関係は地域問題としては重要である。

「農業集落調査」においてもこの基準区域の相互関係を調査した。全国（都府県計）の農業集落数に対して、(4)農業集落と(1)行政部落とが合致しているものが七九・〇％、また(3)部落実行組合と一致している農業集落数は六九・九％になっている。

なお、(5)大字と(4)農業集落域が合致しているケースは二七・四％、二つの農業集落域と一つの大字域とが一致しているところが五七・二％と報告されている。(1)行政区域(2)農業生産区域(3)農業集落域という関係が六〇％前後とみられ、おそらく標準的な農家戸数規模の農業集落（三〇～四〇戸）では各基準区域が重複しているのが常態だと推察される。

(ロ) 立山町の概況（富山県の事例）

昭和二九年に旧一町九カ村が合併して今日の立山町が成立し

た。昭和一六年に合併した雄山町（五百石町、大森村、高野村、寺田村、下段村の合併）と隣接している利田村、釜カ淵村、上段村、東谷村、立山村が合併した広い地域（三〇八平方キロ）の町である。旧立山村の村境は越中山連峯を越えて黒四ダムの後立山連峯の稜線（長野県境）にまでおよび、村域の大半は山岳地帯である。立山町は立山観光開発の中心部を占めている町ということになる。しかし、住民の居住しているところすなわち町民の日常生活空間は常願寺川右岸の洪積・平坦地に集中していて、立山町は平場の町と判断してもよい。山村的条件のところは旧東谷村、旧立山村の一部、旧上段村の一部ぐらいであって、多くの村落の所在地は平場・水田地帯である。

立山町の既往の農業は北陸地方の典型的な水稲単作農業である。富山平野の全域がそうであるように、昭和三〇年代には「米プラス・アルファ」方式の各種の従・副作目をとり入れた多角的農業経営がかなり普及しかかっていたが、昭和四〇年代にはいつて再び水稲単作化にもどり、プラス・アルファ作目をとり入れた農業経営は激減してきた。立山町は常願寺川をへだてて富山市に隣接しているので、町域内の大方の所から富山市周辺に通勤就業ができる位置にある。したがって最近では農外・通勤兼業に就業する者が急増したために農業経営の多角化はス

トップして、逆に「稲作プラス兼業」という類型の農家経済が急速に増加しつつある。昭和四五年のセンサス調査結果によると、立山町の専業農家率五%、被傭兼業就業者率八五%、という段階にある。町民人口二万七千人強、居住総世帯数六千余戸、農家人口一万六千人強、農家戸数三千四百戸余である。また、水田率は九八%という典型的「田所」地帯である。一戸当たり耕作規模は一・一ヘクタールであって、以前であれば稲・単作経営からの収入で一応やれたが、全体として一世帯当たりの収入額が増加してきた昨今の環境では稲作収入だけでは家計を充足できなくなってきた。このように、「米プラス兼業」という生産・所得経済のパターンに大半の農家経済が推移してしまつた立山町の農業振興計画のための基礎調査が本稿の事例の給源である。

(ハ) 立山町の基準区域

前述した四種の基準区域の相互関係を立山町の現状でとらえて概観すると第1表のようになっている。

① 行政区 行政側では旧町村域を地区と呼んでいる。各地区毎にみて、①行政区数が⑤村落数より多いところ、とくに②行政班数の多い地区は非農家世帯の居住の多いところである。各行政区には役場が依属した区長がいる(手当

第1表 立山町城の各種区域

地区 (旧町村)	① 行政区 数	② 行政班 数	③ 農集 落 業 数	④ 大 字 数	⑤ 村 落 数	⑥ 生 組 合 産 数	⑦ 農 家 率	⑧ A 型	⑨ B 型	⑩ C 型	⑪ 小 学 校 区
五 釜 高 大 新 下 利 上 東 立	20 7 16 9 11 11 13 17 12 12	123 60 54 40 55 61 32 54 38 72	8 6 12 8 10 12 11 16 12 13	5 6 11 8 9 11 11 17 12 12	10 6 13 8 10 13 14 18 12 13	8 8 16 8 11 12 14 19 18 13	21 58 44 71 60 55 79 75 92 51	5 6 9 8 7 9 9 13 12 12	3 — 2 — 2 3 — — 1	— — 1 — 1 — — 3 — —	*1 1 1 *1 1 *1 1 1 1 1
立山町 計	128	589	108	102	117	127	54	90	13	5	8

注. A型は③=⑤=⑥ すなわち3者が一致している型の集落数.

B型は③≠⑤=⑥ } 3者が一致していない型の集落数.
C型は③=⑤≠⑥ }

* は五百石地区の学校区へ統合.

支給)。「区」は地域居住世帯を成員とした社会集団であつて、行政側の都合で編成替が行なわれて増減する。「班」は「区」の下部組織で戦時中の隣組に似た性格の住民集団である。一つの「区」にいくつの「班」をつくるかということに役場行政は強く働きかけていない。立山町には一二八の「区」と五八九の「班」とがある。これら役場側からの日々・通達行政の組織は社会集団としての性格が強く、これをそのまま地域と結びつけない。また、通達行政以外の行政活動になると④行政区の組織は必ずしも生かされない。とくに通常の農政活動は農協⑥生産組合のルートで実施されている。富山県下では④小学校区のことを「校下」と呼んでいる。立山町の場合合併統合が進められているので現在は八つの校下になっている。校下は特定行政区域である。

⑤ 村落 農業集落調査の設計の考え方は村落＝農業集落としたが、認定した「農業集落」には村落と合致しないものが若干含まれている。立山町の場合、③認定「農業集落」数が一〇八で、⑤村落数一一七であった。しかし、今日ではすべての農業関係の統計情報は「農業集落」を統計・集計単位としてまとめているので、資料の関係から認定「農業集落」を基準とせざるをえない。

③と⑤とが一致している地区は金カ淵、大森、新川、東谷、立山の五地区である。他の地区では村落数の方がやや多い。このような③と⑤との数のうへのずれは、センサス調査の認定の誤りということになるが、実際には村落の確認がかなりむずかしい場合がある点に留意する必要がある。⁽³⁾立山町の場合、一「農業集落」・二村落というケースが一三例あり、逆に一村落・二「農業集落」という方が四例であった。結局、村落総数が「農業集落」総数より九多くなっている。

⑥ 生産組合 純然たる農家集団である生産組合総数は村落総数より多い。大きい農家集団の場合には二つ以上の生産組合がある。この地方では村落の長を総代と呼んでいるが、総代と生産組合長とは別人であるのが原則で、両者を兼ねているところは二七例であった。

農業集落と村落と生産組合との関係 この三者の関係をA・B・C型に分けて表示した。A型(㊸㊹㊺㊻)は最も農村・農業的な性格を残している村落類型といえよう。立山町では約八割がこの型の村落である。農家戸数の多い村落の場合にC型になる。B型は前述したように認定の問題があるが、この事例のなかには㊼㊽㊾㊿という事例が三例含まれている。

第1表の①～⑥区域の相互関係を、計画対象地域について確認する意味は、役場を頂点とする日々の一般地方行政と農業行政との伝達ルートがちがうこと、農業振興・開発と呼ばれる本格的な行政は、いわゆる行政区域とは事実上関係のない区域、まさに「役場―村落」というルートで問題化され、かつ問題が解決していくのが現状である、という二つの認識にたつからである。結局は、計画対象地域（多くの場合、行政市町村域）と単位地域としての村落域との基本的な関係をまず確認し、ついで、各村落の相違と関係とを明らかにしていくことが地域計画にとつては重要な検討課題であるという問題意識である。

(二) 村落の比較（立山町の事例）

前項第1表で示した基準区域の相互関係を個々の村落（農業集落）について検討し、さらに各村落の類型区分を第1図のフレームの方法に近い手法で検討した一事例を紹介しておく。

立山町の一〇八のすべての農業集落については、資料の不足と村落との関係で調整できないところがあるためにいまのところ例示できない。そこで、認定「農業集落」と既存村落とが全集落について合致している三地区（旧釜ヶ淵村、大森村、東谷村）、計二六村落を素材として検討してみる（第2表参照）。

(1) 表中のNo. 9～34までの村落のある二地区は立山町の中の

平場地域である。No. 84～95村落のある地区は反対に山場地域である。

(2) 行政区、行政班、生産組合といった基準諸区域と村落との関係は前項で述べたとおりの状況である。総戸数の多いところでは行政班数が多く、農家戸数が平場では五〇戸前後、山場では二〇戸前後を越えると生産組合が二つ以上になっている。

(3) 村落の規模には大小がある。しかし、大きい村落と小さい村落とのちがいがすなわち村落規模の大小差のもっている一般的な意味はいまのところ判らない。立山町では戸数（農家戸数）の大きいムラの方が「強い」といつていた。地元の人々のいう「強い」ということの意味について明らかでないが、戸数の多いムラの方が広い意味での経済力がある、ということらしい。

いづれにせよ、戸数の大小は村落規模の一つの指標である。その外に村落の領域の大小が規模指標になる。しかし、各村落の領域面積（属地面積）は正確に調査されていない。第2表の水田指数とは、属人統計による村落別の水田所有面積を指数化（調査二六集落の平均水田面積＝一〇〇基準）したものである。農家戸数の大小と水田指数の大小とは大体相関している。平場の中心部の釜ヶ淵地区（No. 9～14）は平均して大きい村落が多く、本格的な山間地域の村落の多い東谷地区の上流（No. 88～95）には小さい村落が多い。また、平場村落は一〇〇%に近い水田

第2表 村落（農業集落）の比較

農集 業落	行政 区	行政 班	生組 産合	総戸 数(47 年)	農家 率 (%)	農家 戸数 (45 年)	水指 田数	土指 地数	村類 落型	村識 落別	村落評点			評 点	1り 戸宅 当地	旧土地 所有型
											(イ)	(ロ)	(ハ)			
No. 9	1	5	1	41	93	38	118	122	A ₁	A	3	5	0	8	253	小・在地
10	2	8	3	109	84	124	391	427	A ₃	A	3	4	0	7	236	小・外地
11	1	19	1	218	20	44	110	128	N ₄	B	1	1	Δ1	1	／	小・在地
12	1	5	1	57	67	39	113	110	N ₄	A	1	3	0	4	／	自・小作
13	1	7	1	80	85	70	193	185	A ₃	A	0	4	0	4	274	小・在地
14	1	6	1	37	69	25	111	85	A ₂	A	Δ1	5	0	4	／	小・在地
27	1	7	1	78	88	69	120	218	N ₄	A	3	1	0	4	194	小・在地
28	1	3	1	25	96	24	92	97	A ₁	A	5	4	1	10	226	自作
29	1	3	1	18	100	17	52	55	A ₄	A	3	3	1	7	178	自作
30	1	3	1	38	92	35	123	132	A ₃	A	3	3	0	6	236	自・小作
31	1	4	1	40	97	38	146	153	A ₃	A	4	2	0	6	308	小・在地
32	1	3	1	21	100	22	59	60	N ₃	A	2	0	1	3	217	自・小作
33	1	5	1	48	96	45	125	138	A ₃	C	2	Δ1	1	2	267	自作
34	1	4	1	25	100	25	93	83	A ₂	B	1	0	1	2	255	自・小作
84	1	7	3	61	93	57	129	123	N ₂	A	3	2	1	6	185	小・在地
85	1	3	1	25	80	20	53	54	N ₃	A	2	0	0	2	273	自・小作
86	1	3	1	35	94	30	75	56	N ₁	B	Δ1	0	Δ1	Δ2	128	自作
87	1	10	3	98	86	82	173	150	N ₂	B	0	2	Δ1	1	127	自作
88	1	1	1	5	100	8	17	12	N ₁	B	Δ2	Δ1	Δ1	Δ4	123	小・大地
89	1	4	2	41	97	36	99	77	N ₃	B	Δ1	0	Δ1	Δ2	132	自・小作
90	1	1	1	8	100	8	17	14	N ₁	B	Δ2	Δ3	0	Δ5	130	自作
91	1	1	1	11	100	11	19	14	N ₁	B	Δ2	Δ2	Δ1	Δ5	96	自作
92	1	4	1	13	93	27	19	14	N ₁	B	Δ4	Δ3	Δ1	Δ8	32	自作
93	1	1	1	8	88	7	19	13	N ₃	B	Δ2	Δ2	Δ1	Δ5	91	自作
94	1	1	1	4	100	8	16	12	N ₁	B	Δ3	Δ3	0	Δ6	59	自作
95	1	2	1	18	100	14	36	27	N ₁	B	Δ3	Δ3	Δ2	Δ3	163	自・小作

率であるが、山場になるや畑地や山林が多くなる。各村落居住者の属人的所有地の大小を土地指数（所有地課税標準額の合計）として示して比較すると、平場の村落の方がよりたかく評価される土地をより多く所有している。すなわち、各村落とも「水田指数へ土地指数」という関係にある。それに対してNo. 84以下の山村村落はそれとは逆の関係、すなわち「水田指数∨土

第3図 村落類型区分（農業度）

類型 記号	（第1主成分） 1戸当たり農業生産性 {模と農業}		（第2主成分） {村落全体の 農業規模}
	+	-	
A ₁	+	+	+
A ₂	+	+	-
A ₃		+	+
A ₄		+	-
N ₄		-	+
N ₃		-	-
N ₂	-	-	+
N ₁	-	-	-

大↑
規模と生産性が
1戸当たりの農業
↓小

地指数」のパターンである。

(4) 村落類型：第二節(ロ)項の第2図に例示した統計分析指標（五カテゴリーと一八指標）を使って、立山町一〇八の集落の主成分分析を行なった。その結果、村落の農業度（一戸当たり

農業規模の相対的な大小と、農業生産性の高低で示す）がたかいグループをA型、それが低いグループをN型として、その組み合わせとして第3図のような八類型（A₁、A₂、A₃、A₄、N₁、N₂、N₃、N₄）に区分した。⁽⁴⁾第2表に示したように、平場地域の村落がA型タイプとはさまならないが、山場地域の村落はすべてN型タイプである。A₁・A₂、A₃・A₄、N₄・N₃・N₂・N₁の各類型の順に農業度が低下していき、数字のちがいはA型は奇数、N型は偶数の方が村落の農業規模が相対的に大きい村落を示している。こうしてみると、村落の大小（戸数・水田指数）と農業度の高低との間にはあまり一定した関係を認めることはできない。また、平場地域でN型タイプにはいる村落は農家率の低い村落のようである。

以上のように、第2表の村落類型は第1図のフレーム①村落の現状―静態構造分析による類型区分であって、この設定が果たして地元の各村落についてのイメージあるいは認識と合致するかどうかは判らない。そこで主観的タイプ分けを追加した。

(5) 村落識別：主観的な村落区分の一つの試みとして、立山町の町長の判断によって町域内の全村落を、AⅡ積極的に農業振興を計りたい村落、BⅡさしあたり従来通りの村落、CⅡ農業振興にはあまり力をいれず、他の施策を講じたい村落、の三つに仕分けしてもらった。第2表のAⅡCの記号がそれである。No.11集落はN₄ⅡB、No.33集落はA₃ⅡC、No.34集落はA₂ⅡB、と対応

していて、村落類型（現狀）と村落識別とは必ずしも合致していない。町長の行政的判断が村落についての何を基準にしているか、いまの段階では調べていないのでわからないが、(2)客観的タイプとこの種の(1)主観的タイプとの視点のちがいは当然であらう。

(6) 村落評点：(5)は町長個人の主観的な判断であるが、同じ地元の判断でも何人かの人の判断、およびいくつかの質問事項についての判断を総合したものをつくり、村落類型の結果と比較した。

第2表、村落評点(イ)欄は、各村落の経済力と農業生産力水準に関する三種類の質問で、解答・判断者の答が揃った評点を総合した結果である（最高15点）。相対的にマイナス（△記号）の評点になる村落もある。平場ではNo.14集落が△1であるが、他の村落はすべてプラスであった。一方、山場（No.88～95集落）は大半がマイナス水準である。N型村落の評点はすべて3以下で、むしろマイナスが多い。

第2表(ロ)欄は、農業振興に対する部落の意欲の強弱、農業で伸びる可能性の大小、部落としてのまとまりの良し悪し、の三点に対する評定を総合した結果である。平場の村落でも1、0、△1と評定の低い村落があり、それらは大体においてN型であった。山場の各村落はいずれも評点が低い。農業振興の可能性

が少ないということになる。

第2表(イ)欄は、新技術・新作目などの導入に対する積極性と、部落に農業に熱心な農家がいるか、という二つの質問に対する評点で、最高が6点になる。立山町は水稻単作経営が圧倒的に多く、兼業化が進んでいるのでこの問いに対してはいずれもたかい評点がでていない。△1という消極的な村落が比較的多い。とくに農業に熱心な農家の存否になると「否」という答えが大半であった。

以上(イ)、(ロ)の各欄の評点を加算して、全体としての評点を示した。評点7以上の四つの村落はいずれも平場の村落で、A₁、A₂、A₃類型であり、N型の村落の大半が評点4以下あるいはマイナスであった。村落類型が、A₂、A₃型でも地元の評点の低い村落（No.13、14、33、34集落等）が若干あるが、総じて村落類型による区分と地元の村落評点とは一致しているようである。平場のNo.11、33集落は町長の判断でも農業振興の視点では低い評点をうけている村落であって、その原因の究明が必要と思われる。

(7) 一戸当たり宅地：農家の「宅地」という地目は家産としての農家所有地の中で最も変化のない、固定的な地目である。したがって、農家所有の宅地の大小は過去における農家の財産規模階層を示す重要な基本的・数値指標の一つと考えられる。

とすれば、各村落の一戸当たり宅地面積の大小は、平均的にみた村落相互の財産的経済力(ストック)の大小をある程度反映していると推察される。宅地面積を知る一般統計は容易に入手できないが、立山町役場の税務関係に農業集落別、地目別の面積(属人・所有面積と課税標準価格の統計)の統計資料があった(昭和四五年)ので、それによって一戸当たり平均宅地面積を計出した。第2表でNo. 11、12、14集落だけ計出していないのは、この三集落は農家率が低く、すなわち非農家世帯が多いため農家一戸当たり宅地面積の計出が無理であった。

個々の村落についての調査をやっていないので結論とはいえないが、一つの想定としては農地改革前に在村地主農家のいた村落は平均宅地面積が大きく、自・小作混合という階層構成のところは在村地主村落より宅地が小さい、といえよう。第2表で、「小・在地」という四村落の平均宅地面積は約二五〇坪、それに対して「自・小作」型の六村落の平均二三〇坪であつた。⁽⁵⁾

以上が村落の数値比較の一例である。立山町の平地地域の各村落は今日の段階でも農業度の比較的低い村落が多い。けれどもそのなかに小敷ながら農業度の低い村落が混在している。

そこで、低い農業度の村落、また地元評点のとくに低い村落(評点5以下)などについてはその原因をさらに詳しく調査する必要がある。また、平地地域では低い農業・評点度の村落が

地理的にどのように分布しているかを検討する必要がある(村落類型区分記号(A・N)の地図化)。山場地域の各村落は平地に比して農業度がかなり低い。また地元評点も低い。しかしこれらの評価は在来農業形態を基準とした判断であるから、この結果だけでただちに山場地域の振興を諦めるという態度は当をえない。最近になって山場地域の二、三の村落では挙家離村現象が進行している(No. 90、91、93、94、95)。これは在来農業(林業)生産様式で「生活」しているところとする限り、離村に踏み切らざるをえないことを調査・統計数値のうえでも実証している。けれども在来の生産・所得方式とはちがった新しい対応が全くできないというわけではない。東谷地区は「山村振興法」の指定をうけて目下計画が検討されつつあるが、まさに「山振法」の適用をうけるのにふさわしい条件の村落がある地域といふことができる。

注(3) 本来のムラすなわち村落か否かの判定は地域によって判定基準がちがうであらう。立山町の場合は部落費(万雑という)をまとめて取りたてている範囲を村落とした。

(4) この類型を設定する計算作業は、児島研究員と四郎丸事務官の協力をえた。詳細については『立山町農業計画報告』(中間報告・その2)を参照。

- (5) 農地改革前の村落別の土地所有状況は「農業集落カ
ード」に記載してある。

四 社会集団と村落圏

(イ) 課題

前稿で、村落構造を構成する要因の一つとして農村の諸集団をあげた。個々の村落(部落)自体が基礎集団であると考えているので村落構造の一要因としての諸集団はすべて派生的、目的・機能集団ということになる。これら諸集団を村落構造要因の一つとするならば、村落のちがいを判別するために諸集団の実態を明らかにして、諸集団の相違とくに諸集団と村落との関係のちがいをとらえて村落類型を区別するという方法も有効といえよう。

右のような形式的理由だけでなく、農村地域の計画では実は諸集団の問題をさけるわけにはいかない。というのは、農村地域計画は以前からそこに居住し生活している地域住民がいるままの対象地域で計画し、実践していかねばならない。そして、計画の重要な内容の一つとして種々の社会・組織計画を扱わざるをえない。そのためには当然の道筋として農村の既存の諸組織、社会集団の実態を知らねばならない。

農村・地域計画にとって、地域住民が「何を考え、どうしよ

うとしているか」ということすなわち住民の「思考と行動」の実態についての情報が必要である。二節(ロ)項第一図のフレームで③「農家の行動選好」視点の調査を指摘したのはこの点である。しかし、個々の地域住民の「思考と行動」とについて知るだけでなく、個々の住民の諸活動の環境的条件として作用している諸集団の実態についての情報も必要であろう。それはあたかも農業の実態を知ろうとする場合にいわゆる立地諸条件を調べる必要があるのと同じような重要さといつてよい。ところが、一般に農村の社会集団に関する既存の資料は皆無にちかい。多くの場合改めて計画対象地域の所在諸集団を調査しなければならぬ。

(ロ) 諸集団の悉皆調査

村落をその「構造と機能」という側面でとらえるのと同様に、農村の社会集団についてもそれを集団構造と集団機能でとらえる。計画地域の悉皆調査であるから、調査は概況的な調査にとどまる。問題があれば必要に応じてより詳しい調査を行なう。諸集団の構造構成要因とその機能指標をつぎのように限定する。

(1) 集団構成要因

- ① 成員：各集団の構成メンバー。

② 代表者：フォーマルな代表者にかぎらない。

③ 規則・組織：インフォーマル・グループの場合には成文の規約はないかもしれないが、集団には必ず何らかの組織と秩序があろう。

④ 財産・施設：すべての集団がフィジカルな条件を構成要因としていないが、ある種の集団にとっては物的な財産と施設の保有が構成要因となっている。

⑤ 範域：集団の成員になれる条件である。集団には必ずこの成員化条件があろう。

一般に社会諸集団は①、②、③の三つの構成要因があって成立しているが、さらに、これに④と⑤を加える。とくに⑤は集団の社会的性格の判定にとって重要な問題点となる。①～⑤は社会集団構造要因であるから、これらがちがえば集団構造がちがひ、また各要因が変化すれば集団構造がかわったと判断できる。

(2) 集団機能指標

一定の集団構造が一定の集団機能を発揮するという関係を想定するが、具体的に集団機能を反映する指標は何か。

(イ) 集団の目的：すべての集団にはっきりとした目的（名目機能）が示されているといえないが、原則として目的に機能が反映している。

(ロ) 集会：社会集団は必ず「集まる」であろう。そこで「集まり」すなわち集合現象自体が集団機能をあらわしている。

(ハ) 事業：目的・機能集団は、その目的を実現するために何らかの事業を行なっている。これが目的にはっきりとわっている集団もあるが、古い集団の場合は詳しく調べないと機能がはっきりしない場合がある。

(ニ) 運営：多くの集団は③規則によって運営されている。フォーマルな規則がなくても集団は運営されている。この運営を通じてリーダーとフォロアの関係を知ることができるよう。また、集団の運営に伴い一般に経費がかかるから、集団の経費（財政）を調べることによって集団機能の側面がわかる。

(ホ) 施設利用：構造要因のなかの④財産のところで触れたように、すべての集団が施設を利用しているわけではない。しかし、施設共同利用組合などは施設の利用の仕方の如何に集団機能が発見できる。

以上の(イ)～(ホ)の五項目の概況を調査すれば集団機能がある程度わかる。

以上の、①～⑤構造要因、(イ)～(ホ)機能指標をまとめて、社会集団調査表事例を示すと第4図のようになる。この調査表によって対象地域に所在するすべての集団の概況を調べる。

第4図 農村の諸集団概況調査表（事例）

調査項目	標式	名 称	分 地 血 類	地	(A) 経	(B) 生	(C) 伝	(D) 行	
		所在地			(イ) 部	(ロ) 内	(ハ) 脱	(ニ) 広	
		設立時			社				
①	成 員(メンバー)	人 (男, 女)		戸		(備考)			
②	代表者(リーダー)	氏名	通称	任期					
③	規 則	成文, 慣行	ポイント						
④	財 産	有 ・ 無	種類	規模					
⑤	範 域	① 成員条件		② 村落との関係の有無					
(イ)	目 的								
(ロ)	集 会	回							
(ハ)	事 業								
(ニ)	運 営	年間経費							
(ホ)	施 設 利 用	種類							

(ハ) 社会集団の分類

社会集団の機能と各種集団との関係についてつぎのような想定を設定する。

(1) すべての目的集団はその「目的」に機能が反映している（名目機能）。

(2) 目的を明示していない集団もある。しかし社会集団は必ず何らかの「機能」をもっている（実機能）。

(3) すべての集団機能には外に向かって発揮される機能と内に向かって（集団の成員に対して）発揮される機能とがある（集団の内・外機能）。

(4) 今日の社会では、個人の「思考と行動」の多くが各種の社会集団との関わり合いによって左右される。そこで個人の諸活動の類型と結びつけて集団の機能を分けることが意味をもつ。

(5) 派生諸集団は原則として個々人が集合し、一定の制約のもとでそれが成員化することによって形成される。しかし、現存する集団の中には集団自体が昔から存在していたものもある。そのような伝統的存在としての集団には目的・機能が慣行化しており、また集団と成員との関係が基礎集団に近いものもある。そのような古い集団と今日の目的集団一般とは区別して扱うべき

であろう。

(6) 普通の社会集団は成員の側に目的設定があつて形成されるか、あるいは既存集団の目的・機能を了解して成員化（集団に加わる）する。しかし、集団の中には別の意図から集団の形成が要請され、そこに個人が編成されるかたちできた集団がある。すなわち集団機能が他律的に与えられた集団である。これも集団一般とは区別されるべきであろう。

以上、(1)～(6)の想定になつて、各種集団の機能のちがいをとらえて類型区分を行なう。当面の課題は農村地域の社会諸集団の類型化である。農村を一定の「地域」として限定する基本的な枠組の一つは町村域である。今日では地域住民は行政との関わり合いをもたずには「生活」できない。そして町村域はまさに地域住民というときの「地域」の枠組の一つである。他方、村落もまた「地域」である。農村地域のすべての住民はどこかの村落域内に居住している。このように農村の地域住民は二重の「地域」の枠組の中の住民である。その住民の集団を問題にしようというのであるから類型化の一視点として、町村域と村落域という二つの「地域」との関わり合いの如何によつて集団を区別するのが有効と思われる。すなわち社会諸集団の機能の地域性を問題にする。

それでは、農村の諸集団をどう分けるか。ここでは次の四つ

の区分を試みる。

- (A) 経済諸集団（農協、実行組合、土地改良区等）
- (B) 生活諸集団（婦人会、同窓会、生活改善グループ等）
- (C) 伝統諸集団（氏子・檀徒集団、講、組等）
- (D) 行政諸集団（PTA、町内会、消防団等）

(A) 集団は農村の地域住民の生産・所得諸活動に直接にかかわる目的・機能集団である。(B) 集団は消費・生活諸活動に関係する集団である。(A)と(B)集団は前述の(4)の想定に結びつく区分で、比較的近年に形成された集団が多い。(A)、(B)類型をさらに細分するには前述した(1)～(3)の想定の方による。(C)集団は(A)、(B)集団とはちがつて(5)の想定によつて設定した類型である。(C) 集団には経済、生活といった機能の未分化のものも少なくない。(D) 集団は前述の(6)の考え方から設定した。他律的要請のすべてが行政ということはできないが、今日ではその大半が行政上の要請といつてよい。

ある町村域を対象として、そこに所在する社会諸集団のすべてを調査して（第4図、調査表による）、それを(A)～(D)類型を基準として分類する。つぎに「農村の集団」として何を問題にすべきか。地域計画の視点からすると、前述したように、諸集団の機能を「地域」との関連で整理することである。農村には「地域」と結びついている集団が多いはずである。地域計画で

は既存の集団・組織の再編成を重要な課題とせざるをえない。また、集団の諸活動を介して集団機能が発揮されるが、その際に種々の物的施設を必要とする場合が少なくない。施設を集団構造構成の一要因としてあげたが、地域計画視点からは諸施設のあり方が集団機能を左右するので、集団と施設との関係をとらえることも重要である。

「地域」関連視点の第一が、行政域（町村の一般行政の外に各種行政の担当区域、管轄区域を含む）と諸集団との関わり合である。その実態を明らかにして、行政側から関心のある諸集団の機能が行政域と合致するのが原則として望ましいから、その再編成上の問題点の発見に努める。

村落は基礎集団であって、各種の派生集団を生む機能をもっていると考えた。これまでの農村社会学的知見では、農村の各種集団の重複的累積体をムラ・自然村と理解してきた。この考え方が、いわゆる『臨農』以来の「農業集落」の概念の基本になっている。かつて、鈴木栄太郎はこの集団累積のかたちを地域と結びつけて、第一・三社会地区と呼称し、いわゆる自然村は第二社会地区に相当するという考え方を提起している。⁽⁶⁾筆者は各種の派生集団の形式とは別に、時間的条件を導入して表現すれば各種集団の成立以前に村落（域）が存在していたと想定しているから、現存する諸集団と村落の範域との関係をとらえ

て集団を「分ける」考え方になる。いいかえると、各種集団の成員の範囲と各村落（部落）の範域との関係の仕方のちがいによって、つぎの四類型を設定する。

- (イ) 部落的集団
- (ロ) 部落内集団
- (ハ) 脱部落集団
- (ニ) 広域的集団

個々の部落すなわち基礎集団を基準にして集団の成員の範囲あるいは成員化の条件と部落の範域とが合致している集団を(イ)部落的集団と呼んだ。前に例示した立山町の村落と生産組合の関係を見ると、生産組合は部落的集団ということになる。つぎに、個々の部落の範域内に形成される小集団が(ロ)部落内集団である。伝統的集団である講や組、あるいは今日の行政班等がこれである。(ハ)の脱部落集団とは部落を否定する意味でなく、部落の存在を認めたくえて、個々の部落と一応は関係なく形成される集団のことである。最近の新しい目的集団にはこの種のものが多い。(ニ)広域的集団とは二つ以上の村落（部落）にまたがるという意味である。すなわち集団の成員が個々の部落の成員に限定されない集団のことである。事実上は個々の部落を単位として形成されていても集団としては全町村におよぶ集団はこれにはいる。

対象地域の諸集団を確認し、それらを(A)～(D)類型(機能関連)に分け、地域計画視点から行政域と村落域に大別し(地域関連)、また、必要によって(イ)～(ニ)類型(成員関連)に細分して整理する、というのが小稿の主張である。以上の三つの視点で整理された既存の諸集団をその地域の住民の新しい行動にふさわしい環境として再編成することが計画的課題である。

(二) 村落関係と村落圏

村落は社会集団であって、集団としてそれぞれ独立した意志をもつていよう。俗に「部落の意向」といわれるのがそれである。村落が、村落として存続していくための再生産的諸活動(村落の基礎的機能)は各村落の意志を根底にもって遂行されている。個々の農家の諸活動が農家相互の間の社会的諸関係のなかで行なわれているのと同様に、農村における個々の村落の諸活動も他の村落と無関係に単独であるいは孤立して行なわれているのではないであろう。隣接しているあるいは周辺の他のいくつかの村落といろいろな関係をもちながら、その再生産活動を遂行しているというのが常態であろう。各村落が、それぞれの機能を発揮することを介して、あるいは村落機能発揮の条件として、二つ以上の村落が相互に関わり合いをもつことを、ここに「村落関係」と呼んでおく。

前節では専ら村落を「分ける」こと、あるいは個々の村落の比較を問題にしてきたが、ここでは村落の相互関係に着目して、どのような関係があるかを検討してみる。

個々の村落には原則として一定の領域(地域)がある。そこで二つ以上の村落が何らかの社会的関係をもっているとすれば、そこに広域的な村落連帯的地域が存在するといえよう。地域計画の立場からは、もし地域関連の「村落関係」があるならば、そのような地域を問題にしなければならない。現実には、農村では村落相互の間に種々の関わり合いの諸事実が認められよう。

特殊な場合、たとえば水争いや部落の分離などについて歴史的研究あるいは社会学的調査などがされてきているが、一般的に「村落関係」の存在はあまり関心を払われていなかった。とくに学問的な視点から、村落問題一般という舞台で「村落関係」の究明を基本的課題とする問題意識、あるいは「村落関係」なるものを村落論における重要な概念とする発想はなかった。

とはいえ、現在のところ筆者には「村落関係」について具体的に実証し、それを論理的に展開するだけの準備ができていない。ただ、一つの問題提起を試みる域を出ない。

農村における既往の村落関係は多彩であろうが、その中で重要と思われる関係についてつぎの四つの類型を仮説的に設定しておく。

(1) 競争関係：前述したとおり村落という社会集団は存続をづける「意志と行動」をもっている。けれども個々の村落は、ただ存続しているだけでは、おそらく意味がないのであって、他の村落の存在を意識して、それと「競い合いながら」存続のための諸活動をしていると考えられる。これは、「ムラの生きがい」と呼びうるものではないか。このように、二つ以上の村落がお互い「競い合う」関係を競争関係と呼ぶことにした。⁽⁷⁾

(2) 共存関係：村落が存続していくために、他の村落と共に行動しなければならぬ場合がある。たとえば、水田の用水をめぐっていくつかの村落が共存している例は多い。また、いわゆる「村々入会」もその一例である。すなわち、村落がお互いに助け合い協力していかねばならない場合、あるいは他の村落に従属するかたちで協力するといった場合である。原則として各村落は「土地と水」の利用(保全)を介して相互に共存する関係をもっている。

(1) 競争関係と(2) 共存関係は隣接するいくつかの村落の間に生まれる。これら関係し合う二つ以上の村落は広域的な地域を形成することになる。それを関係的村落圏と呼ぶことにする。この関係的村落圏は個々の村落の存続にとって必要な地域であるから地域計画においても重要視すべき地域の一つのパターン

である。

以上の二つの村落関係をベースにして、さらに二つの村落関係が生まれる。

(3) 強弱関係：村落が隣接している場合、村落として存続していくエネルギーに相対的な強さ、弱さがある。村落の基本的なエネルギーはやはり農業活動のエネルギーであって、原型の村落にあっては、それは稲作農業活動の強弱差である。具体的にいえば、稲作における「出作」の盛んな村落が「強いムラ」であり、逆に他の村落からの「入作」の多い村落は「弱いムラ」ではないか。村落の間に以上の意味の強弱の差は、他の村落への働きかけをもたらす。これを強弱関係という。もちろん、村落間の強弱関係は固定的ではない。一つの部落の中での個々の農家の間にも浮沈があるように、村落間の強弱にもまた歴史的な移りかわりがある。しかし、ある時点で観察すれば必ずそこに上述の意味の強弱関係が認められよう。「出入作」関係がその具体的な指標であろうと述べたが、より一般的に強弱関係をあらわす指標が何かは、いまのところ明らかではない。一つの想定として、「強いムラ」は周辺の「弱いムラ」をいろいろな側面でリードする役割をもっていると思われる。強弱関係のあることを意識しているいくつかの村落が集合

している地域（Ⅱ村落圏）に、その中核となる村落があり、それが指導的機能をもっている場合がある。そうであれば、いわゆる結節地域（ノード・リジョン）の性格をもった広域的村落圏域の存在が認められる。これは、最近いわれた「基礎集落圏」とは異なる圏域であって、計画論としても注目してよい地域である。

(4) 勢力関係：前述した(3)強弱関係とは別に、町村レベルの広い意味の政治的勢力ないしは権力に対する各村落の結びつき方のちがいで、勢力関係が生まれる。強弱関係は隣接した村落の間の関係であるが、勢力関係の場合は必ずしも隣接性は条件にならない。他の村落を越えた関係も存在する。「勢力のある」村落を判別する一つの視点は、町村の理事者、議会議員、農協役員等いわゆる「役付き」の人を多く送りだしている村落か、その反対かである。「役付き」を多数だしている村落は勢力のある村落であろう。そして、勢力のある村落は指導的な役割をもっているよう。

以上の(3)強弱関係と(4)勢力関係とは、(1)競争関係と(2)共存関係を基本として生まれる派生的なものであろう。(1)と(2)の関係は日常的かつ固定的であって、(3)と(4)の関係の方はより流動的といえよう。地域計画では計画的誘導が重要であるが、その場合に(3)あるいは(4)の関係を通じて指導的な役割をもっている

村落を発見し、それを中核とした村落圏域を確認することが、計画的誘導にとって重要な情報と考えられる。

以上のような村落関係と村落圏の存在を明らかにする調査方法についてはなお検討を要するが、出入作関係の調査、ある期間における「役付き」者の出身村落の調査などが有効な調査法の一つであろう。

注(6) 「一般に部落と名づけて居るものは其他地域に於いて第二社会地区と吻合する場合が多く、部落内の小字又は組と名づけて居るものは第一社会地区と吻合する場合が多い。今日の行政上の町村は第三社会地区と其他地域を等しくして居る。」「ここに云う一地域とは大体に江戸時代の村を成して居たものであって、吾人の所謂第二社会地区の社会的統一である。」「江戸時代の村の連続である第二社会地区上の社会的統一は結束の堅い集団累積体であるだけでなく、もつと自主性自律性を有する存在ではないか」(鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』第三章・第二、三節より)。

(7) 立山町では、祭りの際に各部落では旗をたてるが、その高さと本数を各部落で激しく競う、という話を聞いた。